

2019年8月30日

組合員・賛助会員 各位

日本羽毛製品協同組合

理事長 河田 敏勝

(公印省略)

### 一般市場販売用リサイクル羽毛の品質基準について

拝 啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また平素は組合運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

最近、羽毛原料の価格高騰に伴う輸入数量の減少もあり、羽毛のリサイクル活用が個人用リフォーム用途のみならず、一般市場用販売用途でも年々増加している傾向があります。ご承知のように、当組合の組合員企業で自治体と組んで中古羽毛製品の回収を行い、自社工場で洗浄・選別処理後、その原料を充填した製品を一般市場向けに販売されるケースや、組合員企業が海外から洗浄済リサイクル羽毛原料を輸入し、その羽毛原料を充填して一般市場にて販売するケースも出てきています。

個人用リフォームと違って、一般市場にて販売される場合は、家庭用品品質表示法に基づく、組成混合率の表記は義務付けられています。また(一社)日本寝具寝装品協会のふとん品質表示規定第4条に記載されている(添付別紙)、中古原料条件を満たす必要がありますが、当組合は安全衛生の観点より、羽毛ふとんの丸洗いによる解体羽毛使用は不可としています。また品質表示の際、「再生羽毛使用」と明記することが必要です。

かかるリサイクル羽毛を充填した羽毛製品を販売される場合、これまで当組合には、リサイクル羽毛の品質基準はありませんでしたが、多くの組合員企業からの要望もあり、この度、添付通りの品質基準を策定致しました。

当組合員として、リサイクル羽毛を一部でも充填して一般市場で販売される場合には、添付「リサイクル羽毛品質基準」を遵守頂くよう、お願い致します。

敬 具

2019年7月25日

日本羽毛製品協同組合

## 日羽協リサイクル羽毛品質基準

### I 日羽協リサイクル羽毛原料取り扱い条件：

1. 国内外で回収した羽毛製品の羽毛を洗浄・選別、或いは海外から輸入した洗浄・選別済みリサイクル羽毛を一部でも充填後一般市場にて販売する羽毛ふとんに適用する(当組合が定める個人用リフォームは適用外とする)。  
但し中古羽毛ふとん製品の丸洗い後に取り出した充填物に由来する羽毛原料は使用不可とする。
2. 組合員はリサイクル羽毛原料のトレーサビリティ(入荷記録、洗浄記録、選別記録、充填記録、在庫数、廃棄数)の記録保管義務を負う。  
日羽協から資料提出を求められた場合は速やかに提出しなければならない。
3. リサイクル羽毛の安全衛生管理については、組合員は製造責任者として、その管理責任を負う。

4. リサイクル羽毛(再生羽毛)については、(一社)日本寝具寝装品協会のふとん品質表示規程集 1. ふとん品質表示規程第4条  
4項中古原料定義に準じ、あらかじめ適正な洗浄、殺菌等の  
処理を行い、必ず「再生羽毛使用」と品質表示に明記すること。  
但し、羽毛ふとん製品の丸洗いによる解体羽毛使用は不可と  
する。

## II リサイクル羽毛の品質基準は以下の通り(認定試験機関の試験成績証明書が確証)

1. 組成混合率 : ダウン率は家庭用品品質表示法を遵守する
2. ダウンパワー : 250dp 以上
3. 清浄度 : 1,000mm 以上
4. 酸素計数 : 4.8mg 以下
5. 鳥種 : 鳥種表示はできない
6. 産地 : 産地表示はできない

# 1. ふとん品質表示規定

## 第1条 目的

1. 本規定は、ふとんの品質の適正な表示を推進することによって、一般消費者の商品の選択の利便を図るとともに、ふとんの品質向上を促進し、ふとんの声価の高揚を図ることを目的とする。

## 第2条 定義

1. この規定で「ふとん」とは、次に掲げる素材を詰めものとして製造した掛けふとん、敷きふとん、こたつふとん、座ぶとんの総称とする。
  - 一. 毛、絹、羽毛、麻、綿、化学繊維、その他の繊維
  - 二. 前項に掲げる素材を混綿又は積層したもの
  - 三. 上記に掲げる素材とウレタンフォーム等を併用したもの
  - 四. ウレタンフォームを100%使用したもの
2. この規定で「表示者」とは、一般社団法人日本寝具寝装品協会会員である団体及び企業である者をいう。

## 第3条 表示事項

1. 表示者は、ふとんを製造及び販売するときは、ふとんに直接、次に掲げる事項を原則として品質表示ラベル（ネーム）又はタグ等で消費者が見やすい箇所に表示しなければならない。
  - 一. ふとんの名称  
用途別種類（掛け、敷き、こたつ等）及び詰めものの種類（毛、絹、羽毛、麻、綿、化学繊維等）を表示すること。
  - 二. ふとんがわ地の組成繊維及び混用率  
繊維製品品質表示規程に基づき、表地・裏地の組成繊維及び混用率を表示すること。
  - 三. 詰めものの組成及び混用率  
繊維製品品質表示規程に基づき表示すること。  
ただし、詰めものがウレタンフォーム（最大の厚さが50mm以上）の場合は、雑貨工業品品質表示規程に基づき表示すること。
  - 四. 詰めものの重量  
詰めものの質量を表示すること。  
表示単位は「kg」とし、原則として少数点以下1位まで表示する。ただし、例外として重量が1.0kg未満の製品については「g」で表示することも出来る。  
尚、ウレタンフォーム等の繊維以外の詰めものについても原則として上記に則して記載する。ただし、記載する場合は「約」表記を使用できる。（例：約〇.〇kg）また、ウレタンフォーム等の重量を表記しない場合は、詰めものの重量の表記欄に（ ）書き等で、記載重量に含まれない旨を表記する。

粉碎されたものでないこと

#### 四. 化学繊維及びその他の繊維

#### 五. 上記（一～四）に掲げる素材とウレタンフォーム等を併用したもの

#### 六. ウレタンフォームのみのもの

#### 4. 中古原料については、次の通りとする。

毛、絹、羽毛、麻、綿、合成繊維及びその他の繊維で、あらかじめ適正な洗浄、殺菌等の処理をした原料を使用し、必ず「再生原料使用」と品質表示に明記すること。

ここで言う中古原料とは、人が使用したふとんの詰めものとして使われていた古わた、マットレスウール及びそれに類するものを言う。

また、適正な洗浄、殺菌等の処理とは、次の加工処理がなされたものをいう。（G Fマークの対象外）

一. 洗浄は、丸洗い又は解体等により洗浄をすること。

二. 除塵は、ダニの糞・死骸、その他夾雜物を除去すること。

三. 殺菌、殺虫は、厚生省（現在の厚生労働省）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険性のある寝具類に関する消毒方法」を準用し、次のいずれかの方法で行うこと。

① 100℃以上の湿熱に10分間以上作用させること。

② 80℃以上の熱湯に10分間以上浸すこと。

③ さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、遊離塩素250ppm以上の水溶液中に30℃で5分間以上浸すこと。（この場合、終末遊離塩素濃度が100ppmを下らないこと。）

④ 逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に30℃以上30分間以上浸すこと。

⑤ クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に30℃以上で30分間以上浸すこと。

⑥ あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6g以上及び水40g以上を同時に蒸発させ、密閉したまま60℃以上で7時間以上触れさせること。

⑦ あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活性ガス（炭酸ガス、フロンガス等）を混合したものを注入し、大気圧下で50℃以上で4時間以上作用させるか、又は1kg/cm<sup>2</sup>まで加圧し50℃以上で1時間30分以上作用させること。

⑧ あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、CT値900ppm·min以上作用させること。また「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」を遵守すること。

#### 第5条 許容範囲

1. ふとんがわ地の組成繊維の混用率を表示する場合の誤差の許容範囲は、繊維製品品質表示規程に基づく。